

別紙第 1

情 報 計 画

要旨	適時に適切な情報を収集し、これを適切に使用して、的確かつ迅速な国民保護措置の実施に資することを目的とします。 このため、情報要求を確立し、情報組織の構成、運用、業務を有機的に総合一体化し、情報収集活動を適切に行います。
----	---

関連する計画等

なし

1 構想

(1) 方針、実施要領

項目 段階	情 報 要 求	
	最も優先度の高い情報要求	その他の情報要求
平素	1 避難が必要となる武力攻撃事態等の兆候 2 要避難住民に関する情報	1 避難実施に必要な事項 2 救援に必要な事項
緊急避難	1 ミサイル発射情報 2 異常な兆候の発見 3 使用された兵器の種類の特定 4 救急医療方法	1 被害状況 2 安否情報 3 除染剤、応急医療用医薬品 4 救急医療の体制
避難準備	1 武力攻撃の予測 2 住民の具体的な避難先 3 避難先までの交通機関 4 具体的な避難の段取り	1 その他避難実施に必要な事項 2 救援を行うのに必要な事項
避難	1 避難の進捗状況 2 避難準備の進捗状況	1 救援状況 2 避難先地域の情報
避難生活	1 安否情報 2 被災情報 3 避難先地域での生活状況	1 要避難地域の被害状況 2 武力攻撃災害の状況
復帰	1 何時、どのように復帰するのか 2 復帰先の被害状況 3 復帰の進捗状況	1 安否情報 2 被災情報
生活再建	1 被害状況 2 復旧復興状況	1 国、他県の状況
避難受入	1 受入時期、住民数、経路等 2 受入の進捗状況 3 安否情報 4 受入地域での生活状況	1 要避難地域の被害状況 2 武力攻撃災害の状況

(2) 情報活動の過程

日南町（総務課）は、町の国民保護措置に必要な情報と住民に必要な情報を主体的かつ継続的に収集、分析し、提供します。

過程	内 容
情報要求の決定	対策の重点地域や具体的な対策の優先順位などを判断するために、各段階においてその都度最も必要な情報を決定します。
収集項目・収集方法の決定	各段階における情報要求に対応するために収集しなければならない項目とその収集方法を判断します。
情報の収集	それぞれの段階で講ずるべき対策と判断、決定すべき事項を踏まえて、そのためには「具体的にどのような情報が必要か」を判断し、その結果に基づいて以下の情報を収集します。 1 それぞれの段階で対策本部長等の決断に際し必要な情報 2 すでに収集した情報だけでは状況判断を行うのに不十分、あるいは、すでに収集した情報は信頼性に疑問があり再確認する必要があるなどの理由から追加して収集すべき情報 3 他機関やマスコミ報道から入手した二次災害の発生など重大な事象や事故の事実を確認するための情報 4 次の段階で行うべき行動を判断するための情報、又は、次の段階での行動のためにあらかじめ収集しておくべき情報
収集情報の処理	収集した情報はデータの状態であるため、これらを地図、図表等に展開し、情報が持っている意味を分析検討してインテリジェンスの状態に加工します。
	記録 情報の受付（情報カードなどに記録し、一連番号を付けて、情報一覧表に記録）
	評価 情報の信頼性、正確性、重要度などについて判断
	分析 情報が対策上の観点からどのような意味を持っているかを判断し、情報カードにコメントとして添付
	整理 地域別や情報の種類ごとに整理
	提供 県、関係機関等に報告、通報。住民へ提供
情報の使用	提供された情報を使用します。 1 状況の判断 2 「情報」の共有 関係機関・団体等と情報を共有する際は、情報本体のほか、情報に対する認識、情報に対する対策本部としての処置、各機関が目指している方向や取組状況に関する情報についてもあわせて共有を図ります。 3 情報の受理及び伝達 情報の受伝達においては、必要とする相手に、必要とする内容を、必要とする時期に、正確に伝達することを相互に行うことが原則となります。 4 情報の使用に当たっての留意事項 情報の使用に当たっては、情報セキュリティなど情報の保全に留意

(3) 情報収集体制の整備について

- ア 情報の収集、分析を行う専門的な人材の育成、配置に努めます。
- イ 国民保護措置に必要な情報管理手段を整備し、情報を適宜更新するとともに、情報収集ルートを維持するよう努めます。
- ウ 国民保護措置の実施に当たっては、消防団、自主防災組織、地域・自治会組織などを通じ、防災行政無線等を活用して、適時適切な町内情報の把握に努めます。（屋内避難・退避指示

時など、安全が確保されないおそれがある場合を除きます。)

2 各課等の役割及び情報の要求・要請

(1) 各課等の役割

各課等	役割と収集項目	備 考
共通	1 情報の収集、連絡、伝達体制の整備 2 緊急連絡体制の整備 3 各機関等との連携要領の確立	
	4 武力攻撃災害に関する兆候 5 緊急処理事態における災害に関する兆候 6 ゲリラ、特殊部隊の潜入情報 7 N B C R兵器使用の兆候 8 所管町有施設の被害状況 9 避難所等の状況（受入可能状況、運営状況等） 10 運送業務に利用可能な公用車及び動員可能な運転士数等	入手の都度報告
	11 その他日南町長の命ずる項目、または対策本部長の求める事項	
総務課 出納室 議会事務局	1 県内、町内及び周辺地域の総合状況 2 県及び各市町村、警察、消防、自衛隊など関係機関の国民保護措置実施状況 3 備蓄物資の需要・供給状況 4 特殊標章等の交付・使用状況 5 赤十字標章等の使用状況 6 生活関連等施設の安全確保状況 7 被災情報 8 食品の需要・供給状況 9 生活必需品（被服、寝具その他）の需要・供給状況 10 ガス（施設）、電気（施設）の需要・供給状況 11 自主防災組織等の活動状況 12 避難住民、収容施設の需要・供給状況 13 危険物質等の管理状況 14 写真等による情報、記録 15 町有財産の被害・使用可能状況 16 町有車両の需要・供給状況 17 電話（施設）の需要・供給状況 18 職員の受入・派遣（要請）状況 19 町内在住外国人の数、避難状況 20 国民保護措置関係予算見積り、措置状況 21 安否情報 22 外国人安否情報 23 高齢者、障害者、乳幼児等の数、避難状況 24 高齢者、障害者、乳幼児等に係る施設の避難状況 25 避難所の運営状況 26 避難施設の被害・使用可能状況 27 毒物・劇物等の管理状況 28 赤十字の活動状況 29 ボランティアの受入・派遣状況 30 義援金、救援物資受入・要請・配分状況 31 埋葬、火葬の需要・供給状況 32 入浴施設の需要・供給状況 33 国民生活状況 34 応急仮設住宅の需要・供給状況	
住民課	1 戸籍・住民登録・外国人登録情報 2 し尿処理状況 3 廃棄物処理状況 4 町税等の収入状況	

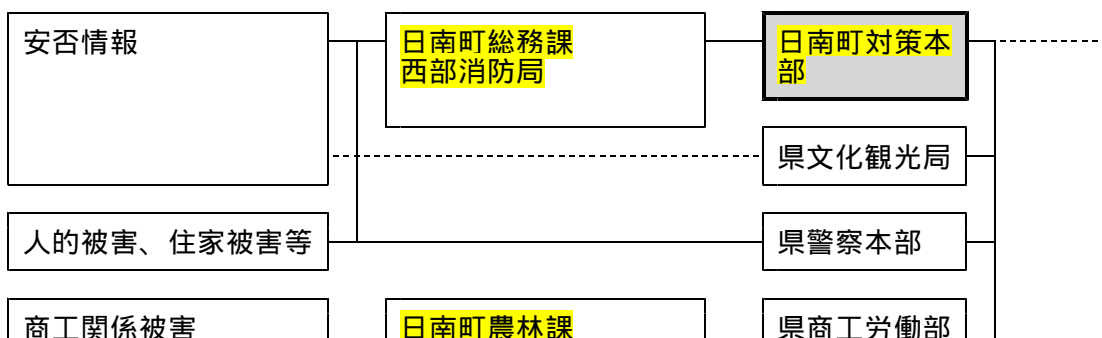
福祉保健課	1 一般病院、感染症指定医療機関等の被害・使用可能状況 2 高齢者、障害者、乳幼児等に係る施設の被害・使用可能状況 3 医療、助産等の配置状況(医師・看護師・助産師等、医薬品・医療用資機材、臨時医療施設) 4 一般病院患者・医師等の数、避難状況 5 一般病院救護班の派遣可能状況 6 伝染病の発生・防疫状況 7 町立病院の被害・使用可能状況 8 町立病院患者、医師等の数、避難状況 9 町立病院救護班の派遣可能状況	
企画課	1 物資運送状況(トラック、貨物列車等) 2 商工業関連の被害状況 3 避難住民の失業状況 1 公共交通機関の運行に関する状況	避難計画に資するための概数
農林課	1 観光客の数、避難状況 2 農林漁業者の避難体制把握 3 農林水産業関連の被害状況 4 家畜伝染病の発生・防疫状況	
建設課	1 河川の漂流物に関する情報 2 道路、空港、港湾、漁港施設の使用可能状況 3 公共土木施設の被害状況 4 土木資機材等の需要・供給状況 5 飲料水の需要・供給状況 6 水道水の水質状況 7 上下水道施設の被害状況	
教育委員会	1 町立学校等の児童生徒等、教職員の数、避難状況 2 町立学校、給食施設等の被害・使用可能状況 3 文化財の保護状況	
町立病院	1 町立病院の被害・使用可能状況 2 町立病院の患者等の避難等の状況 3 町立病院の医師・看護師・助産師等、医薬品・医療用資機材等の状況及び救護班派遣可能状況	
消防団	1 住民及び町内各地区の状況 2 町内の武力攻撃災害等の発生状況	

(2) 情報収集系統

指定行政機関等	指定地方行政機関等		県担当部局	日南町担当課
内閣府			総務部	総務課
国家公安委員会			警察本部	-
警察庁	中国管区警察局		警察本部	-
防衛庁		陸自 8 普連	○防災局	総務課
		海自舞鶴総監部	企画部	
		空自 3 輸送	警察本部	
		鳥取地方連絡部		
防衛施設庁	広島防衛施設局	美保防衛施設事務所	防災局	総務課
金融庁			総務部	総務課
総務省	中国総合通信局		○企画部 防災局	総務課
消防庁			防災局	総務課
法務省			総務部	総務課

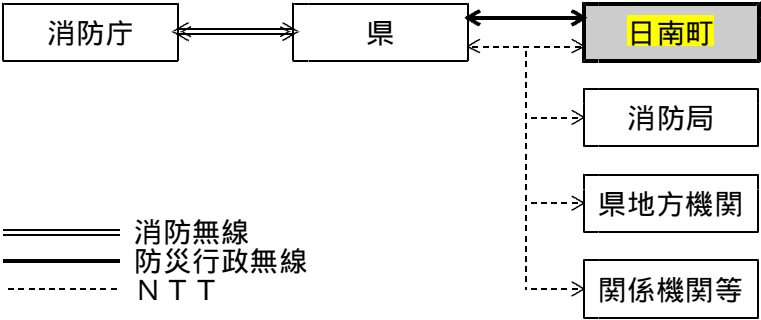
公安調査庁			総務部	総務課
外務省			総務部	総務課
財務省	中国財務局	鳥取財務事務所	総務部	総務課
	神戸税関	境税関支署	総務部	総務課
国税庁			総務部	総務課
文部科学省			教育委員会	教育委員会
文化庁			○教育委員会 文化観光局	教育委員会
厚生労働省	中国四国厚生局		福祉保健部	福祉保健課
	鳥取労働局		商工労働部	企画課
農林水産省	中国四国農政局	鳥取農政事務所	農林水産部	農林課
林野庁	近畿中国森林管理局	鳥取森林管理署	農林水産部	農林課
水産庁			農林水産部	農林課
経済産業省	中国経済産業局		商工労働部	企画課
	中国四国産業保安監督部		防災局	総務課
資源エネルギー庁			生活環境部	企画課
中小企業庁			商工労働部	企画課
原子力安全・保安院			防災局	総務課
国土交通省	中国地方整備局	鳥取河川国道事務所 倉吉河川国道事務所 日野川河川事務所 殿ダム工事事務所 境港湾・空港整備事務所	○県土整備部 文化観光局 企画部	建設課 企画課
		中国運輸局	鳥取運輸支局 鳥取運輸支局境庁舎	企画部 県土整備部
	大阪航空局	美保空港事務所 鳥取空港出張所	○県土整備部 企画部	企画課
	東京航空交通管制部		○県土整備部 企画部	企画課
国土地理院			県土整備部	総務課
気象庁	大阪管区气象台	鳥取地方气象台	防災局	総務課
海上保安庁	第八管区海上保安本部	境海上保安部	○防災局 警察本部 農林水産部	総務課 農林課
環境省			生活環境部	住民課

(3) 安否情報、被害情報の報告・伝達系統





(4) 安否情報、被災情報の報告・伝達手段



(5) 情報収集・伝達体制

段階	情報収集体制			
	体制	総務課	対策本部	各課
平素	通常監視	当直職員		
避難準備	レベル3	情報集約 担当職員	連絡要員の派遣 (A)	連絡要員の派遣 (B)
避難	レベル3		情報・ 広報班	
避難生活	レベル2			
復帰	レベル1			
生活再建	通常監視	当直職員		

連絡要員の派遣を求める基準

レベル	派遣元	業務内容
A	県対策本部、避難先市町村	情報交換、連絡調整
B	指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関	

(6) 住民への情報提供

ア 住民への情報提供の要領

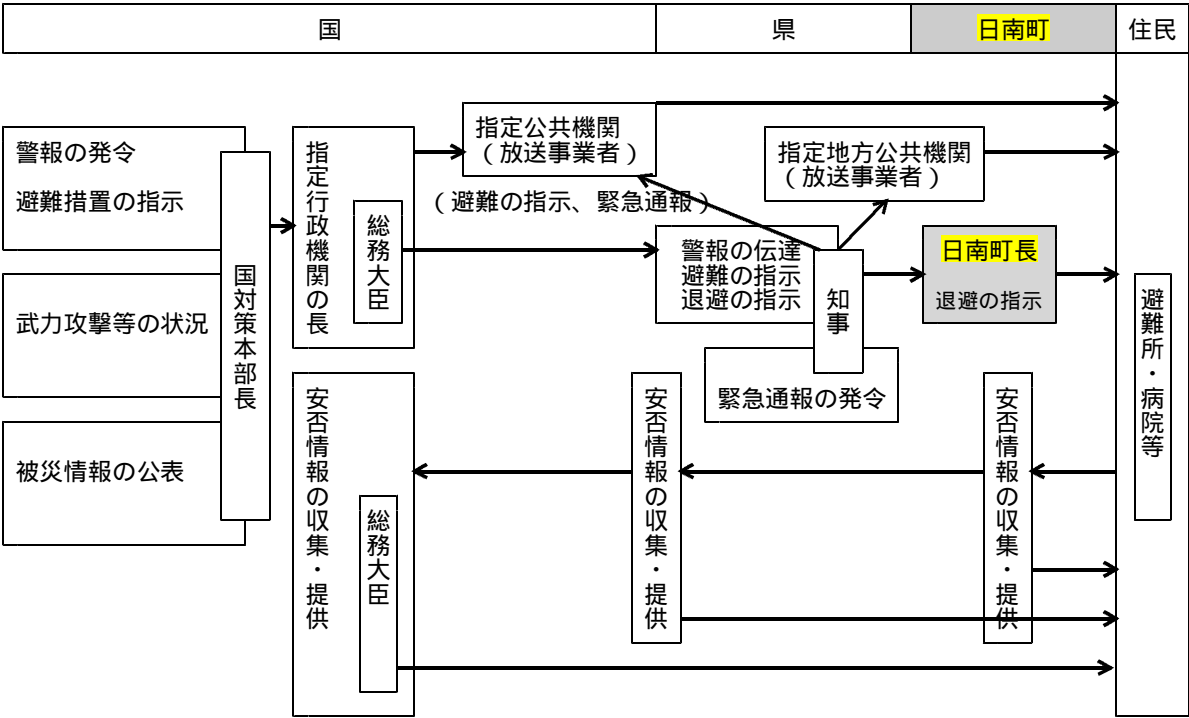
日南町（総務課）は、住民に対して、国民保護措置に関する正確かつ十分な情報を提供し、住民の安全と住民生活の安定をはかるとともに、不安と混乱を防止します。この際、サイレン、防災行政無線、CATV、Township-net、インターネット、消防団及び自主防災組織、地域・自治会組織などの協力その他の適切な方法により、事態の推移に応じ、迅速に提供します。

イ 個人情報提供等への配慮

下記情報内容については、相手国等への情報提供による国民保護措置等への影響及び個人情報の保護に配慮します。

情報項目	情報内容
国民保護措置を実施するに至った状況	相手国等、時期、場所、方法、現状、今後の予測、被害想定
国民の保護のための措置に関する情報	実施時期、場所、方法、現状、今後の予測
武力攻撃等の状況	1 武力攻撃等の状況 どのような武力攻撃等が行われたか 2 武力攻撃災害等の状況 火災、建物の破壊、死傷者の発生状況等 3 国民の保護のための措置の実施状況 (1) 住民の避難状況 (2) 交通機関や道路の状況 (3) 臨時に設けられた収容施設や病院等の状況 4 被災情報 被害の統計的情報
危険情報	1 警報 (1) 武力攻撃事態等の現状及び予測 (2) 武力攻撃事態等が迫り、又は現に武力攻撃等が発生したと認められる地域 (3) 住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項 ・避難措置の指示が発令される見込み ・住民の心掛け 2 緊急通報 (1) 武力攻撃災害等の現状及び予測 (2) 住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項
個人に関する情報	安否情報

ウ 住民への情報提供系統図



(7) 避難に関する情報の収集

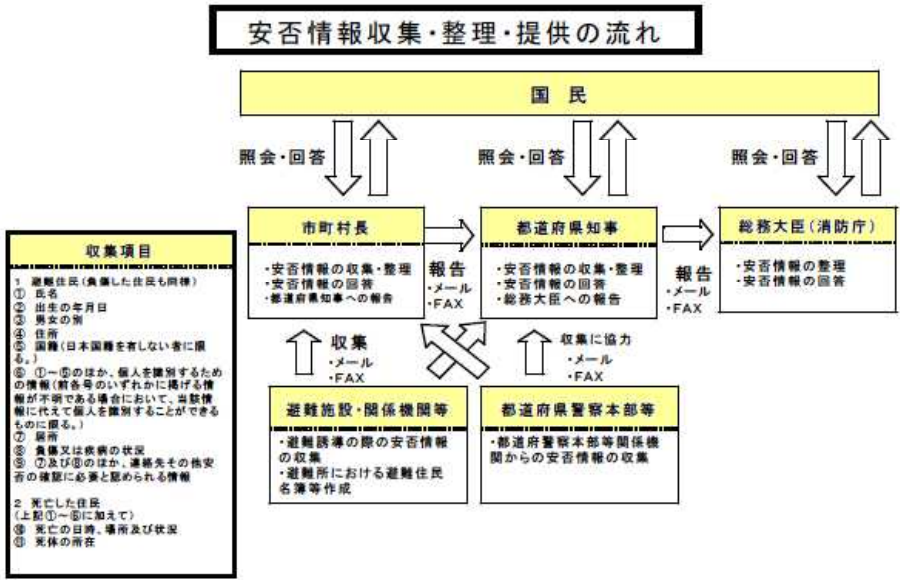
情報の収集手段	情報の収集内容
緊急防災情報提供装置 (マイコス)	想定される避難場所等の気象情報等を収集します。
川の防災情報	
消防吏員	武力攻撃災害の兆候発見等について西部消防局、消防団から受報します。
ヘリテレ映像	県を通じ、ヘリコプターテレビ電送システムの情報を受信します。

(8) 武力攻撃災害の兆候の通報（法98）

武力攻撃災害兆候の発見者、又は発見者から通報を受けた消防吏員、警察官、海上保安官は、速やかにその旨を市町村長に通報することとされています。（市町村長に通報することができないときは知事（防災局）に通報）

日南町（総務課ほか各課）は、武力攻撃災害の兆候の通報を受けた場合において、通報の内容に信ぴょう性があり、武力攻撃災害への対処のための措置を講ずる必要があると認めるときは、知事（防災局）に通知します。

(9) 安否情報



ア 安否情報の収集
(7) 収集項目

避難住民・ 負傷した住民	氏名 出生の年月日 男女の別 住所 国籍(日本国籍を有しない者に限る。) ～ のほか、個人を識別するための情報 (前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。) 居所 負傷又は疾病の状況 及び のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
死亡した住民	(上記 ～ に加えて) 死亡の日時、場所及び状況 死体の所在

(1) 町が行う安否情報の収集

日南町(総務課)は、県その他関係機関と協力し、以下のとおり安否情報を収集します。

- 1 避難住民の誘導の際、避難住民等から任意で情報収集
- 2 避難住民名簿の作成による情報収集
自治会組織が平素から保有する情報の協力を得て作成。
- 3 西部消防局からの情報収集
- 4 町内の医療機関、学校・保育園等からの情報収集
- 5 黒坂警察署への照会
- 6 安否情報を保有する運輸機関、医療機関、観光施設等の関係機関への協力要請
当該協力は各機関の業務の範囲内で行われ、各機関の自主的な判断に基づくことに留意。
- 7 Towns-netの活用(町内公共施設)

(ウ) 安否情報収集の際の留意事項

安否情報収集の際は、併せて安否情報開示の同意について確認します。

- a 安否情報開示に同意を得た場合、その旨を証するため、できる限り本人の署名、押印等を求めるものとします。

- b 安否情報の開示については、原則として包括的に同意を確認することとし、開示する項目や対象を限定する同意は、やむを得ない場合に限り行うこととします。

(ウ) 県が行う安否情報の収集

- a 知事（文化観光局）は、以下のとおり安否情報を収集することとされています。

- 1 市町村からの報告による情報収集
必要に応じて自ら情報を収集
- 2 県の開設した避難所における情報収集
- 3 医療機関、学校等からの情報収集
- 4 警察本部への照会
- 5 安否情報を保有する運輸機関、医療機関、報道機関等の関係機関への協力要請
当該協力は各機関の業務の範囲内で行われ、各機関の自主的な判断に基づくことに留意。

- b 警察本部は、死体の見分、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等を行ったときは、県対策本部へ通知することとされています。

イ 安否情報の整理

日南町（総務課）は、収集した安否情報を集約、整理します。

この際、必要に応じT o w n s - n e tを活用します。

また、できる限り重複を排除するなど情報の正確性確保に努め、必ずしも真偽が定かでない情報などについては、その旨がわかるよう整理します。

ウ 安否情報の報告

日南町（総務課）は、以下のとおり、整理した情報を県（文化観光局）へ報告します。

(ア) 報告の方法

- a 「武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）に規定する様式第1号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を電子メールで送付します。

【様式第1号（前掲）】

避難住民に該当するか否かの別	武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別	同意の有無	氏名	フリガナ	出生の年月日	男女の別	住所	国籍	その他個人を識別するための情報	居所	負傷又は疾病の状況	連絡先その他安否の確認に必要なと認められる情報	備考

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「同意の有無」欄には、安否情報の提供に係る同意について「有」又は「無」と記入すること。
この場合において、当該同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。
- 4 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 5 「国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
- 6 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「死体の所在」を記入すること。

- b 事態が急迫して電子メールの送信によることができない場合は、口頭や電話などの方法により報告を行います。

(イ) 報告の時期

- a 安否情報の報告は、断片的な安否情報を収集するたびに逐次行う必要はなく、武力攻撃事態等の推移や避難住民の誘導、避難住民等の救援その他国民保護措置の実施状況を勘案し、**町**の判断により、整理した情報を県に報告します。

- b 県は、必要に応じ、市町村に対し安否情報を報告すべき時期を適宜指定することとされています。

この場合、**日南町（総務課）**は、当該時期に従って報告を行います。

- c 県は、特に必要があると認める場合には、市町村に対し、死亡者及び重傷者等についての安否情報を優先的に報告するよう求めることとされています。

この場合、**日南町（総務課）**は求められた安否情報について断片的であっても報告します。

エ 安否情報の回答、提供

(ア) 安否情報の照会の受付

- a **日南町（総務課）**は、町役場等に安否情報照会窓口を設置し、所在地、電話及びファクシミリ番号、メールアドレス等について住民へ周知します。

この際、可能であればTownship-netを活用します。

- b 住民は、安否情報を照会する場合には、安否情報省令に規定する様式第2号に必要事項を記載し、安否情報照会窓口へ提出することとします。

ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある者や遠隔地に居住している者など書面の提出によることができない者については、口頭や電話、メール等による照会も可能なものとします。

【様式第2号】

安 否 情 報 照 会 書		年	月	日
総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)				
申請者 氏名				
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。				
照会をする理由				
備考				
照会に係る者を特定するために必要な事項	氏名			
	フリガナ			
	出生の年月日			
	男女の別			
	住所			
	国籍 (日本国籍を有しない者に限る。)			
その他個人を識別するための情報				
※ 申請者の確認				
※ 備考				

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 ※印の欄には記入しないこと。

安否情報省令様式第2号の記載必要事項	受付に当たっての留意事項
1 照会をする理由 2 氏名及び住所（法人等にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） 3 照会に係る者を特定するために必要な事項等	1 口頭、電話による照会にあつては、記載必要事項の内容を聴取すること 2 安否情報を保有しているかどうか早急に判明する場合であつて、当該情報を保有していないときは、その旨を伝えること 3 必要に応じて本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証等）の提示を求めること（窓口における書面の提出以外の場合にあつても同様）

(1) 安否情報の回答及び提供

a 回答の可否

日南町（総務課）は、以下の区分に従い、安否情報の回答及び開示を行います。

回答の要件	回答項目	備考
・当該照会に係る安否情報を保有、整理していること ・当該照会が不当な目的によるものではないこと ・安否情報が不当な目的に使用されるものではないこと	・避難情報 ・死亡、負傷の情報	・「不当な目的」 他人の安否を知ることが社会通念上相当と認められる必要性ないし合理性がないにも関わらず、その安否情報を探索しようとするをいいます。 （例：債権を取り立てるため債務者の所在を聞き出す、等） ・「不当な目的に使用」 （例：住民の住所、氏名等を転記して名簿を作成し、不特定多数の者に販売、等）

・照会に係る者の同意を得たとき ・その他公益上特に必要があるときと認めるとき	・氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所（・国籍）	・照会に係る者の同意については、原則として、安否情報の収集時に併せて得るものとします。 ・「公益上特に必要があると認めるとき」とは、個人の情報を保護することによる利益と安否情報を公にすることの公益上の必要性との比較衡量を行い、公益上の必要性の方がより高いと判断されるときを指します。 ・公益上の必要性の判断には、開示する情報の範囲の判断も含まれるものであり、公益上の必要性から報道機関に安否情報を開示する場合においても、「居所」について具体的な地番までは示さず、「〇〇市内の避難所、病院」等にとどめる、「負傷又は疾病の状況」について「重症」、「全治・週間」にとどめる等、個人情報保護に配慮します。
---	---	--

b 回答の方法

安否情報の回答は、原則として、安否情報省令に規定する様式第3号の安否情報回答書に必要な事項を記載した書面を窓口で交付することにより行います。

ただし、安否情報の照会方法に応じて電子メールの送信、ファクシミリ等を用いた送信、口頭、電話その他の方法による回答も可能とします。

安否情報を回答した場合は、照会者の氏名、連絡先等、回答した安否情報の内容、回答を行った担当者等を記録します。

また、可能であればT o w n s - n e tを活用します。

【様式第3号】

年 月 日		総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)	
年 月 日付けで照会があった安否情報について、 下記のとおり回答します。			
避難住民に該当するか否かの別			
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別			
照会に係る者	住 所		
	氏 名		
	フリガナ		
出生の年月日		男女の別	
国籍 (日本国籍を有しない者に限る。)		その他個人を識別するための情報	
居所		負傷又は疾病の状況	
連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報			

備考 1 この「武にしろ」の差し別出力「
2 記か 欄入
3
4

と否「記
か。状」
当るとの況
該すこ病状
非当る疾び
「該すは及
はに入又所
又民記。傷場
と」住とと負。
こ当た」こ「時と
る該し当る。日こ
す「傷該すはのる
とは負非入て亡す
4には「記つ死入
A欄又はありあ「記
格」し又よにてを
規則じ」に民え」
業の死傷記住加在
工かり負傷た。所
本否よ「号しでの
日かに。元亡上体
る害」は死た死
はす災亡欄りし「
さ当撃死」よ人に
き該攻「日に記欄
大に力は月害と」
の民武に年災」所
紙住「欄の撃亡登
用難。」「生攻死「
の差し別出力「
こ入の「武にしろ」
記か 欄入

(ウ) 個人の情報の保護への配慮

a **日南町（総務課）**は、安否情報データの管理を徹底するとともに、職員に周知徹底します。

b 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又

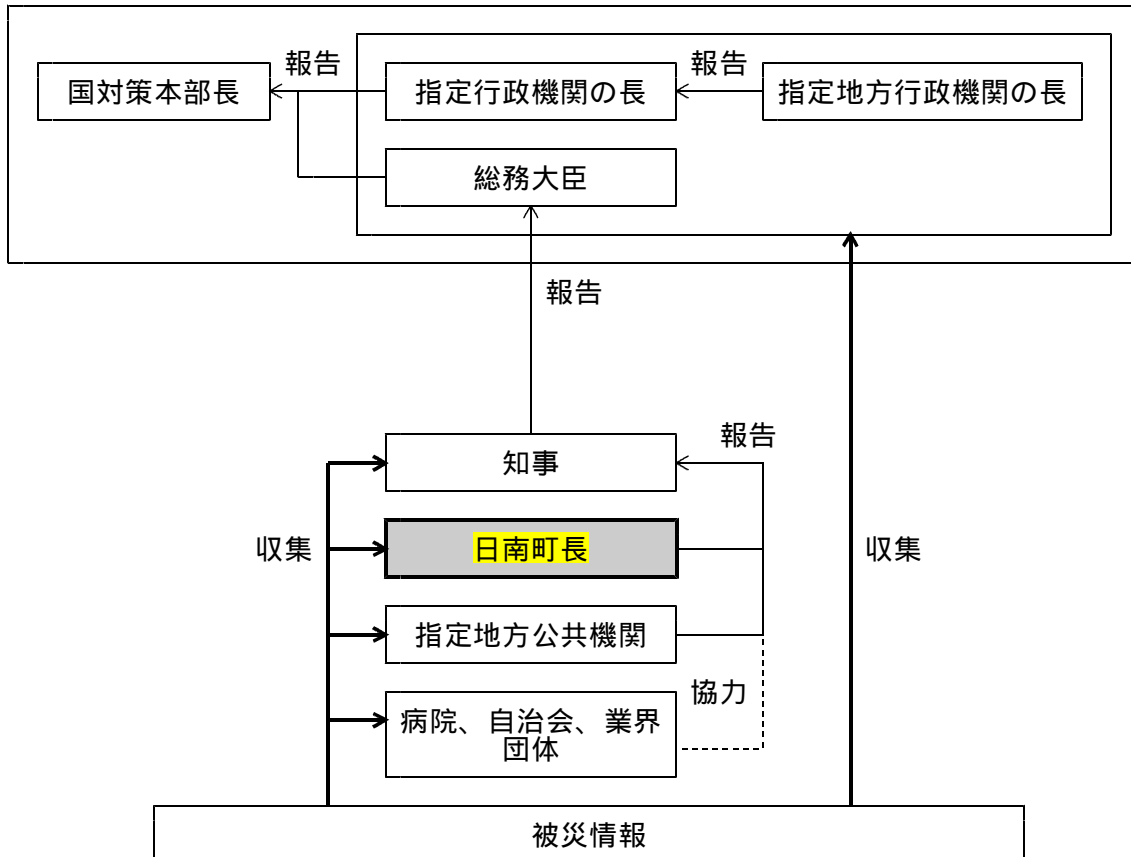
は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断します。

(I) 日本赤十字社に対する協力

日南町（総務課）は、日赤県支部の要請があったときは、要請に応じ保有する外国人に関する安否情報を提供します。

当該安否情報の提供に当たっても、個人の情報の保護に配慮します。

(10) 被災情報



ア 被災情報の収集

日南町（総務課）は、町内において武力攻撃災害が発生した場合には、関係機関と連携して、武力攻撃災害が発生した日時、場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報を収集し、対策本部へ集約します。

イ 被災情報の報告

日南町（総務課）は、町内において武力攻撃災害が発生した場合には直ちに県（防災局）に対し、第一報を報告するとともに、収集した被災情報について、できる限り速やかに火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知）に基づき報告します。

ウ 収集項目

被災情報の収集項目、報告様式は、以下のとおりです。

年 月 日に発生した		による被害（第 報）	
		平成	年 月 日 時 分
			日南町
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）			
(1) 発生日時	平成 年 月 日 時 分		
(2) 発生場所	鳥取県日野郡日南町	番 号	
(北緯 度 分、東経 度 分)			

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

地 名	人的被害				住家被害		その他
	死 者 (人)	行 方 不明者 (人)	負 傷 者 重 傷 (人)	軽 傷 (人)	全 壊 (棟)	半 壊 (棟)	

可能な場合、死者について、死亡地名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

地 名	年月日	性別	年齢	概 況

(11)関係資料の基礎調査

国民保護計画や避難マニュアルなどの修正に必要な次に掲げる基礎調査を実施します。

- ア 住宅地図（人口分布、世帯数、昼夜別人口のデータ）
- イ 町内の道路網のリスト（避難経路として想定される国道、県道、町道等の道路のリスト）
- ウ 運送力のリスト（バス事業者の保有する運送力のデータ、バス網）
- エ 避難施設のリスト（避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト）
データベース策定後は、当該データベース
- オ 備蓄物資、調達可能物資のリスト（備蓄物資の所在地、数量、町内の主要な民間事業者のリスト）
- カ 生活関連等施設のリスト（避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの）
- キ 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- ク 地域・自治会組織などの連絡先等一覧（代表者及びその代理者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等）
- ケ 消防機関のリスト（消防団長の連絡先、消防機関の装備資機材のリスト）

3 地図

(1) 使用する地図

- ア 鳥取県防災対策地図（1/25,000、平成15年3月作成）による表示
- イ 国土地理院発行地形図（1/25,000）による表示
使用に当たっては、修正測量年に注意し、できる限り最新の地図を使用します。
- ウ G P S (Global Positioning System)による表示

(2) 位置の表示

座標（緯度経度）と地先を使用します。優先は、座標表示とします。
世界測地系に基づく緯度経度表示とします。

日南町役場

地先 日南町霞 8 0 0 番地
座標 北緯35度 9 分49秒、東経133度18分21秒
座標表示 350949、1331821

(3) 記号・符号

被害状況などの表示に使用する記号・符号は統一されたものを使用します。

4 報告、通報

町対策本部は、県対策本部及び各課に対し、適時、状況等に関する情報を報告、提供します。

(1) 報告通報項目

項 目	報告・通報内容	様 式
政府機関に対する被害状況等報告事項	1 武力攻撃災害即報	第 1 号様式（その 1） 第 2 号様式 第 1 号様式（その 2） 第 3 号様式（1）（2）
日南町における被害状況収集	1 町の公有財産被害状況調 2 社会福祉施設等の被害状況調 3 一般被害状況調 4 一般被害の内訳 5 災害救助法適用状況 6 災害救助法適用状況 7 商工関係被害状況調 8 農林水産関係被害状況調 9 土木関係被害状況調 10 町立学校等被害状況調 11 災害状況調 被害状況調	別表 1 別表 3 別表 4 （付表 1） （付表 2） （付表 3） 別表 5 別表 6 別表 7 別表 9 別表 10

(2) 緊急報告（通報）

状況の変化、極めて重大な損害等、緊急を要する事項を速やかに報告（通報）します。

(3) 受領報告

住民の保護に関する重要な指示等を受領した場合、これを受領し、かつ、正確に理解したことを発信者に対し速やかに報告します。

(4) 実行報告

指示の受領者が日南町（総務課）に対し、実行状況を報告するために行います。これは、通常、指示事項を終了したときに行いますが、指示事項実行中に日南町（総務課）が新たに重要な決定を行ったとき又は、重要な段階に到達したときなど、その途上においても積極的行います。

5 報告様式

（別冊 資料編 P : 資料 「報告様式」）